自然災害と大規模テロの違い

埼玉県では、万が一の事態に備え、毎年国民保護訓練を市町村と共催で実施しています。自然災害と大規模テロの主な違いは以下のとおりです。

	自然災害	大規模テロ
訓練内容	○　無目的・無作為に発生した地震などによる被害への対処が中心。 ○　除染を伴わない救出救助やライフラインの復旧、避難誘導等を行う。	○　人為的・作為的に引き起こされた爆発や化学剤の散布への対処（避難や救助）が中心。 ○　化学剤等で汚染された被災者の除染を行う。
発生形態	○　自然現象を原因として起こる。 ○　無目的、無作為である。	○　災害を起こす側に目的、目標を有する。 ○　人為的、作為的に引き起こされる。
事態の影響	○　災害の種類ごとに被害の様相や影響の特性が想像（推定）できる。 ○　影響範囲も概ね特定できる。	○　発生する事態によって被害、被害地域、影響が異なる。 ○　発生する事態により、影響範囲は千差万別であり、予測が容易でない。 ○　国内及び周辺地域に影響がある。
対処の主体	○　県及び市町村が中心となる。 ○　大規模な災害の場合は、災害救助法が適用される。	○　発生当初は自然災害と同じである。 ○　国が緊急対処事態と認定した後は、国が中心となる。
対策本部	○　知事、市町村長は必要に応じて災害対策本部を設置する。	○　当初は県の危機対策本部（テロか災害か判断できない場合は災害対策本部）を設置、国からの指示で緊急対処事態対策本部を設置。
避難に関する措置	○　避難の勧告及び指示（市町村長）	○　国の方針の下で実施する。 国 →（避難措置の指示）→ 県 →（避難の指示）→ 市町村 →（避難住民の誘導（避難実施要領））→ 住民